

平成28年度 「私立短大教務担当者研修会」

2016.10.25(火) 14:25～15:55
オークラアクトシティホテル浜松

講演1

障害者差別解消法の施行に伴う対応 ～発達障害のある学生への支援を中心に～

富山大学 保健管理センター 准教授

富山大学教育・学生支援機構 学生支援センター副センター長

アクセシビリティ・コミュニケーション支援室長

西村優紀美

1. 合理的配慮の考え方

- ① 障害者差別解消法
- ② 合理的配慮とは
- ③ 発達障害のある学生に対する合理的配慮

障害者差別解消法

□ 不当な差別的取扱いの禁止

- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由に財・サービスや各種機械の提供を拒否・制限してはならない
- 例) 障害を理由とした、入学や受講の拒否

□ 合理的配慮の提供

- 社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。
 - 教科書・教材へのアクセシビリティ(点字・拡大・電子テキストファイル・字幕のない映像教材への字幕追加等)
 - 音声言語へのアクセシビリティ(手話通訳・文字通訳等)
 - 建物へのアクセシビリティ(教室、実験室等へのアクセス保障と設備の利用へのアクセス保障等)
 - 試験の配慮(別室受験・時間延長・キーボード入力の許可等)

合理的配慮とは

- 障害のある人が平等な社会参加の機会を得るための法的権利保障
- 平等な参加と競争になるように勝負の土俵を整える(level the playing field)

- ◆ 他の者と同じスタートラインに立つための環境調整
- ◆ 特性に応じた合理的配慮を適切に行う
- ◆ 単なる「ひとりだけ特別は認めない」は、差別となる
- ◆ 適切な支援は相互交流(対話)の中で創り上げられるもの

合理的配慮に関する考え方

- ① 合理的配慮は、障害者が受ける制限は障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「**社会モデル**」の考え方を踏まえたものであり・・・(以下、略)
- ② 合理的配慮を決定するに当たっては、障害学生を含む関係者間において、可能な限り**建設的対話**による「**合意形成・共通理解**」を図った上で、提供することが望まれる。その際、障害学生支援部署及び各部署の担当者が障害者本人のニーズをヒアリングし、意思表示のプロセスを支援することが重要である。
- ③ 配慮内容について過重な負担と判断された場合は、**障害者の意思表示に沿った代替となる配慮について、再度、建設的対話を行うものとする。**

- 学生と職員(支援者)、双方の建設的対話による合意形成の重要性を強調
- 職員の独断による合理的配慮の不提供の回避
- 学生からの一方的な支援要請の回避

紛争防止

修学支援における目標

- 学生の意思が尊重され、本人にとって最善の利益につながる自己決定がなされるような合理的配慮の在り方を探る。
- 学生が、学ぶ意欲を損うことなく修学できるようつまずきの解消を目指す。

そのためには、まず・・・

表面に現れにくい“つまずきの背景と障害特性との関連性”を、学生との対話や支援者間で共有した情報をもとに読み解いていく必要がある。

「発達障害」

□ 限局性学習症/限局性学習障害：

(Specific Learning Disorder)

学習能力の凸凹

□ 注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害：

(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

集中力や行動上の特性

□ 自閉症スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害：

(Autism Spectrum Disorder :ASD)

コミュニケーションの質的違い

□ 発達性強調運動症/発達性協調運動障害：

(Developmental Coordination Disorder :DCD)

粗大運動・微細運動の困難さ

表64 発達障害学生数及び支援発達障害学生数 [学校種別]

区 分		大学		短期大学		高等専門学校		計			
		障害学生 (人)	支援障害学生 (人)	障害学生 (人)	支援障害学生 (人)	障害学生 (人)	支援障害学生 (人)	障害学生 (人)	構成比 (%)	支援障害学生 (人)	構成比 (%)
発達障害 (診断書有) 再掲	S L D	152 (96)	114 (62)	14 (9)	10 (5)	9 (9)	7 (5)	175 (114)	5.1 (4.2)	131 (72)	5.1 (3.9)
	A D H D	457 (278)	334 (179)	18 (14)	17 (6)	85 (71)	37 (33)	560 (363)	16.3 (13.3)	388 (218)	15.1 (11.7)
	A S D	2,019 (1,674)	1,567 (1,219)	67 (61)	57 (38)	215 (221)	104 (105)	2,301 (1,956)	66.9 (71.9)	1,728 (1,362)	67.4 (73.4)
	重複	333 (234)	263 (167)	17 (13)	11 (8)	56 (42)	43 (29)	406 (289)	11.8 (10.6)	317 (204)	12.4 (11.0)
	小計	2,961 (2,282)	2,278 (1,627)	116 (97)	95 (57)	365 (343)	191 (172)	3,442 (2,722)	100.0 (100.0)	2,564 (1,856)	100.0 (100.0)
発達障害 (診断書無・ 配慮有)	S L D	—	110 (113)	—	22 (29)	—	19 (6)	—	—	151 (148)	5.1 (4.1)
	A D H D	—	355 (359)	—	25 (17)	—	52 (28)	—	—	432 (404)	14.6 (11.3)
	A S D	—	1,579 (1,759)	—	46 (35)	—	92 (99)	—	—	1,717 (1,893)	58.0 (53.0)
	区分不明	—	537 (943)	—	71 (115)	—	51 (66)	—	—	659 (1,124)	22.3 (31.5)
	小計	—	2,581 (3,174)	—	164 (196)	—	214 (199)	—	—	2,959 (3,569)	100.0 (100.0)
計		2,961 (2,282)	4,859 (4,801)	116 (97)	259 (253)	365 (343)	405 (371)	3,442 (2,722)	100.0 (100.0)	5,523 (5,425)	100.0 (100.0)

平成27年度(2015年度)
 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書
 独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課

大学における 合理的配慮提供までの合意形成プロセス

①

- ・ 配慮要請: 本人、家族

②

- ・ 理由となる障害: ①特性、②特性による困りごと

③

- ・ 配慮内容の検討:
 - ①本人が工夫する点を探る
 - ②合理的配慮に関する検討を行う
(教育目標との整合性+授業の工夫+実行可能性)

④

- ・ 合理的配慮に関する合意形成: 建設的対話による共通認識に基づく

⑤

- ・ 配慮提供
- ・ 代替案の検討: 本人の要請が実行しにくい場合
- ・ 支援内容の検証

「合理的配慮の決定」における建設的対話

③暫定的な配慮に関する評価

学生・支援者(教職員)双方にとってよりよい変化をもたらす
配慮とは何か？



配慮の結果どのような
効果が得られたか？

④合理的配慮の決定

①修学状況のアセスメント

学生が困っていることを聴き、困りごとの解決に向けた話し合いを行い、学生の意思を確認する

②コーディネーション

学生と教職員をつなぎ、双方が納得する合理的配慮を探る

自閉症スペクトラム障害の特性がある学生が、一般入試で合格。高校ではマンツーマンに近い指導を受けていた。入学後支援を希望せず自力で頑張ったが、必修科目の単位を落とし途方に暮れている様子を見て、授業担当者から家族に連絡。家族から支援室に相談があったケース

① 配慮要請

学生本人からの明確な支援依頼があるわけではなく、困っている様子を見て、教職員が家族に連絡し、家族から支援室に支援要請がある。本人はどのような配慮が必要かわからない状態。

② 理由となる障害(特性)

- ◆ 言葉の意味に厳密で講義内容で気になる点があると、そこにこだわり、考え続けてしまう。
- ◆ 困ったときに、助けを求めることが難しい。

③ 配慮内容の検討・④合理的配慮に関する合意形成

- ✓ 授業に関する本人の困り感と理解度を確認し、障害特性と照らし合わせ、本人が工夫する点を検討する。
 - a. 気になった言葉をメモし、後で調べる。
- ✓ どのような配慮が必要かを話し合い、工夫してもうまくいかない授業科目に関して配慮を要請。
 - a. 教職員、支援者で支援会議を行い、本人の障害特性を踏まえた有効な配慮についての根拠を示し、ICレコーダーの使用を検討する。
 - b. ICレコーダーの使用が有効ではないかとの見立てで、試行的に行った結果、効果が認められる。
 - c. 本人から配慮の要請の意思表示がある。
 - d. 教授会又は学科会議で審議し、ICレコーダーの使用を許可する。

⑤ 配慮提供又は代替案の再検討・支援内容の検証

- e. 支援者は、本人がICレコーダーを忘れないように、また、復習するための時間を確保するようスケジュール調整を支援する。
- f. 支援者は、配慮内容が本人の学びを保障するものであるかを確認する。

学生の困りごと

困りごとの要因

効果的だった配慮

- ✓ 実験レポートが提出できない
- ✓ 配布物の整理ができない
- ✓ 講義内容の聞き漏らしがある

- 優先順位をつけられない
- スケジュール管理が難しい
- 集中が逸れやすい
- 教員の顔が覚えられない

- ◆支援室での定期面談
＝スケジュール管理、学習の計画
- ◆合理的配慮の提供
 - ①配布物への日付と教員名の明記
 - ②ICレコーダーでの講義内容の録音

- ✓ 勉強してもテストの点数が悪く、単位が取得できない

- 授業のポイントがつかめない
- 勉強の仕方がわからない
- カタカナを覚えるのが苦手

- ◆先輩から勉強のコツを学ぶ
 - ・ポイントの整理
 - ・期末テスト対策
- ◆自分に合った記憶法を見つける
カタカナ→英語表記を併用
- ◆担当教員への質問

- ✓ 職業についての見通しがもてない
- ✓ 自分の適性がわからない

- 未来を予想することが難しい
- 未体験のことに対して意欲を持ちにくい
- 情報のキャッチや整理が難しい

- ◆アルバイトの体験
 - ・実習場面の雰囲気慣れる
 - ・基礎的技術の体験
 - ・職業人としての先輩を観察

- ✓ 実務実習の事前練習で失敗

- はじめて取り組むことは、習得に時間がかかる

- ◆合理的配慮の提供
 - ①繰り返し練習し、複数回、試験を受ける
- ◆教員が本人の特性を理解し、指導のコツをつかむ

表67 支援発達障害学生支援内容 [授業支援及び授業以外の支援]

区 分		大学		短期大学		高等専門学校		実施校数 (校)	実施率 (※) (%)
		実施校数 (校)	実施率 (※) (%)	実施校数 (校)	実施率 (※) (%)	実施校数 (校)	実施率 (※) (%)		
授業支援	配慮依頼文書の配付	218	47.4	19	19.8	9	19.6	246	40.9
	学習指導	139	30.2	25	26.0	17	37.0	181	30.1
	履修支援	156	33.9	24	25.0	0	0.0	180	29.9
	出席に関する配慮	111	24.1	18	18.8	5	10.9	134	22.3
	授業内容の代替、提出期限延長等	90	19.6	10	10.4	8	17.4	108	17.9
	注意事項等文書伝達	90	19.6	5	5.2	7	15.2	102	16.9
	講義に関する配慮	93	20.2	6	6.3	3	6.5	102	16.9
	実技・実習配慮	77	16.7	17	17.7	6	13.0	100	16.6
	教室内座席配慮	81	17.6	7	7.3	11	23.9	99	16.4
	試験時間延長・別室受験	67	14.6	5	5.2	3	6.5	75	12.5
授業以外の支援	専門家によるカウンセリング	318	69.1	43	44.8	31	67.4	392	65.1
	対人関係配慮	219	47.6	27	28.1	24	52.2	270	44.9
	自己管理指導	188	40.9	23	24.0	20	43.5	231	38.4
	居場所の確保	161	35.0	17	17.7	20	43.5	198	32.9
	就職支援情報の提供、支援機関の紹介	160	34.8	18	18.8	6	13.0	184	30.6
	キャリア教育	144	31.3	15	15.6	11	23.9	170	28.2
	医療機関との連携	147	32.0	7	7.3	12	26.1	166	27.6
	休憩室・治療室の確保等	126	27.4	13	13.5	9	19.6	148	24.6
	個別支援情報の収集	86	18.7	19	19.8	16	34.8	121	20.1
	就職先の開拓、就職活動支援	101	22.0	15	15.6	5	10.9	121	20.1

(※) 実施率：各支援実施校数÷支援発達障害（診断有）学生又は、発達障害（診断無・配慮有）学生が1人以上在籍する学校数（学校種別、前頁表66参照）×100(%)

2. 発達障害学生支援の実際

- ① 支援体制
- ② 支援事例
- ③ 就職活動支援

① 富山大学における障害学生支援体制

教育・学生支援機構

学生支援センター

【学生支援センター会議】

- ・学生支援センター長
- ・各キャンパス学生支援課長
- ・各学部の委員(教員)
- ・保健管理センター長
- ・支援室長
- ・学生支援センター専任教員

【支援室ミーティング】

- ・学生支援センター長
- ・学生支援課長・課長補佐
- ・教員(各キャンパス)
- ・支援室長
- ・支援室スタッフ
(専任教員、コーディネーター)



アクセシビリティ・コミュニケーション支援室
Hub for Accessibility and Communication Support

身体障害学生支援部門

トータルコミュニケーション支援部門
⇒発達障害大学生支援

室長1名(兼任)
専任教員1名
コーディネーター3名
事務補佐員2名



学部教員・職員
教養教育担当教員・職員
実習担当教員

修学サポート

- 履修・スケジュール管理
- 受講時の合理的配慮に関する調整
- レポート・卒論サポート
- 実習サポート

【学内】
キャリアサポートセンター
【学外】
地域就労支援機関
公共職業安定所
就労移行支援事業所
地域障害者職業センター

キャリア・サポート

- 就職活動スケジュール管理
- 自己PR・志望動機等作成サポート
- 面接に関する事前・事後サポート

教育・学生支援機構 学生支援センター
アクセシビリティ・コミュニケーション支援室

サポート・チーム全体のマネジメント

- 体調を考慮しながらの修学支援

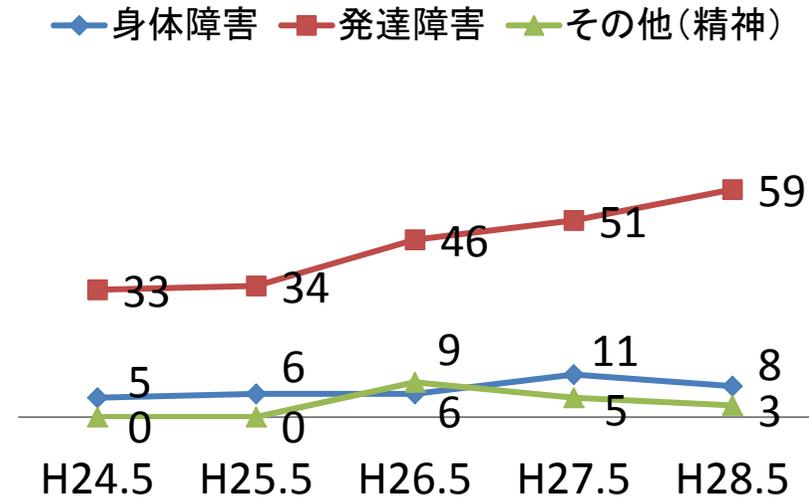
メンタルサポート

【学内】
保健管理センター
【学外】
地域医療機関

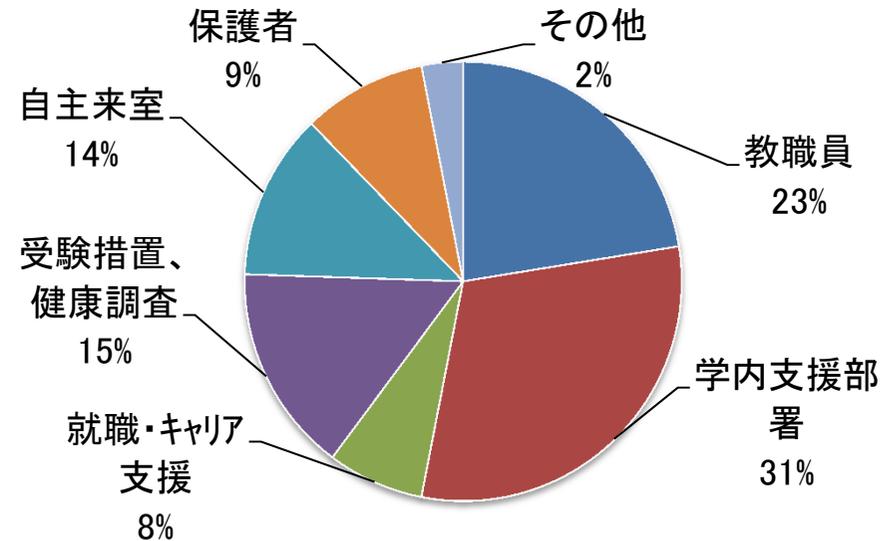
カウンセリング
体調管理
服薬指導

支援障害学生数の推移および来室経路

本学の支援障害学生数



来室経路 (H25.4~H28.5)



① 入学前に診断されている場合のきっかけ

- オープンキャンパス、チャレンジカレッジ、高校教員との入試懇談会にて情報提供される
- 入試特別措置申請で受験し、合格後に支援依頼を受ける
- 健康調査票(入学時提出)に支援要請が明記されている

② 入学後に支援につながる場合のきっかけ

- 教職員より:トラブル、単位不足、実験・実習困難、就職活動困難で相談
- 学内支援部署より:保健管理センターからの紹介・キャリアサポートセンターからの紹介
- 保護者より:留年をきっかけに相談。休学中からの復帰相談。

② 支援事例

事例A

- 高校時、病院を受診→自閉症スペクトラムの診断
- 受験→入試の特別措置申請なし、合格
- 入学書類→健康調査票に支援要請の記入があり、面談を行う
- 初回面談→(本人・保護者・支援室員)を実施:入学前3月末
 - ✓ 高校時代の情報
 - ✓ 保護者からの情報
 - ✓ 面談で明らかになった特性

学生健康調査(全入学生対象)

新入生(保護者)各位

富山大学保健管理センター(五福)
(TEL:076-445-6911)

学生健康調査の提出について

富山大学保健管理センター(五福)では、学生の健康管理および感染予防対策として標記調査を行っています。
下記「学生健康調査」をご記入いただき、**保健管理センター宛封筒(ピンク色の封筒)に厳封後、入学手続き書類の封筒に封入して送付**いただきますようよろしくお願いいたします。(後略)



キリトリ



【学生健康調査】

I. 下記感染症に関して、母子手帳等を確認のうえ記入して下さい。(口にレ印をつけて下さい。)

II. 現在、治療中または経過観察中の病気がありましたら、記入して下さい。

病名		
治療法・使用内服薬		
状態	経過観察中・治療中	経過観察中・治療中

III-1. 入学後、健康上または修学上特に気になること、相談したいことがありますか？

(口にレ印をつけて下さい。)

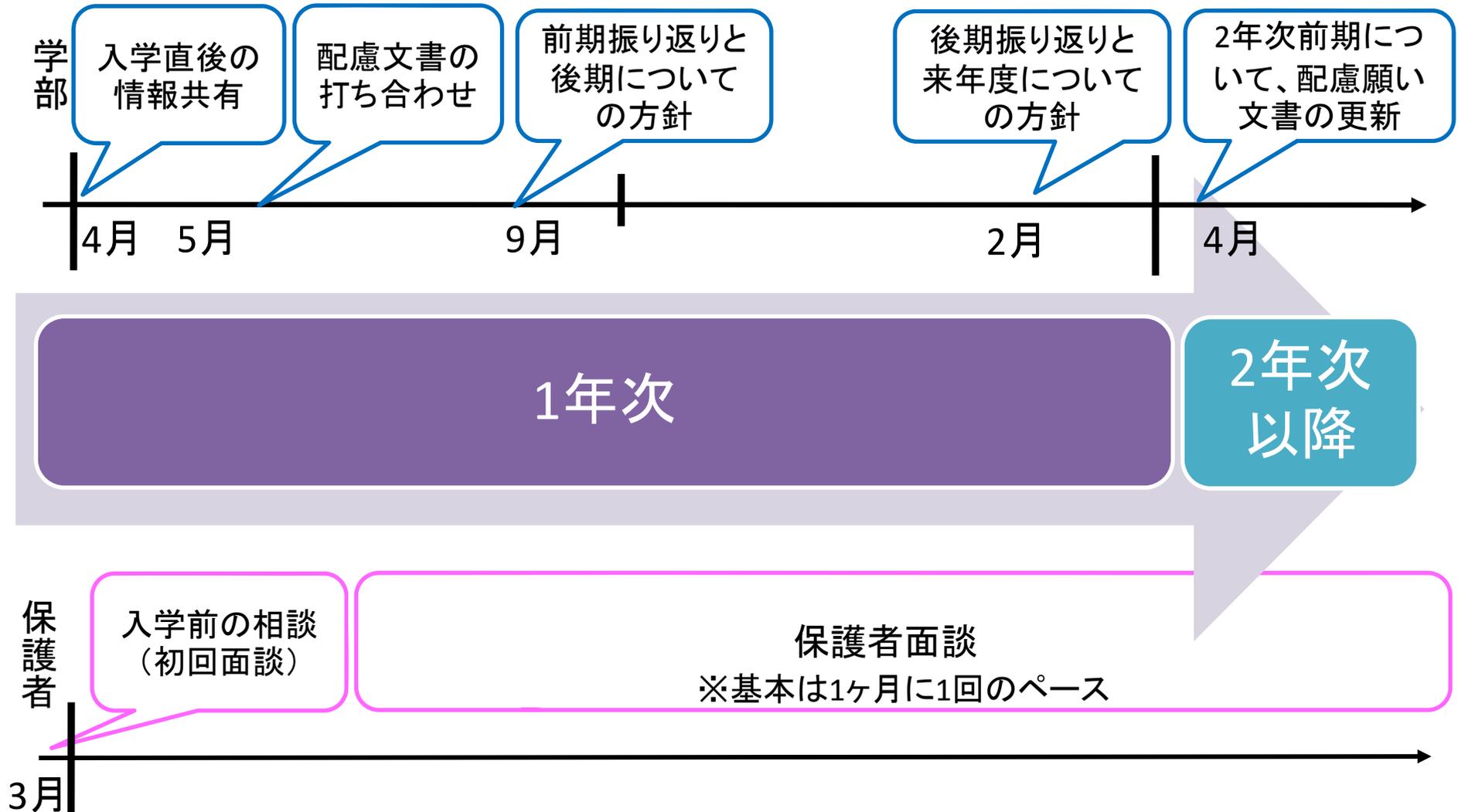
- 至急相談したい
- 入学後に相談したい
- 情報のみ知ってもらいたい
- 特になし

} 裏面III-2に具体的に記入してください。

III-2【内容】

--

学部との連携のタイミング



事例Aのまとめ

1. 学生の学びが保障される環境づくり

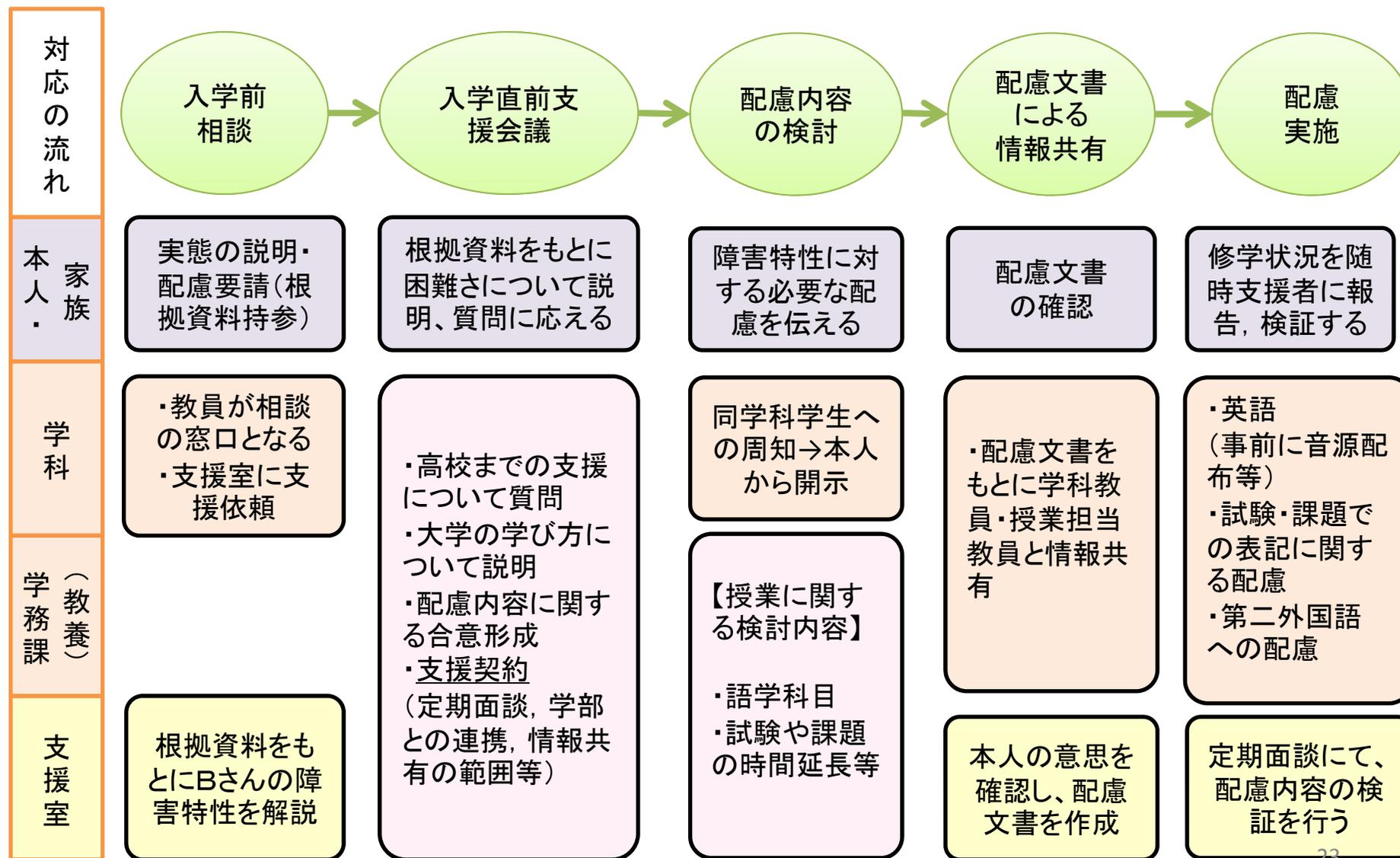
- ① 困難さ: 授業(社会)での不適切な態度
→直接否定的な言葉を投げかけず、淡々と正しい情報を伝える
→より良い態度のモデルを示す
- ② 強み: 自分の興味関心への強い探究心
→高い意欲として評価する
- ③ 修学ペースに合わせた履修
→長期履修制度の適用も視野に

2. 合理的配慮の提供

- ① 支援事例を共有した結果、本人の困り感に対応した合理的配慮の提供が行われた
- ② 学年が進むにつれて、新たな困り感が生まれてくる可能性があるが、これまでの連携を維持し、本人にとって最善の利益につながるような支援を行っていきたい

学生B(LD):

入学前に配慮要請があった学生への配慮提供プロセス



学生Cに対する支援

教員から保健管理センターを紹介され、支援室につながったケース

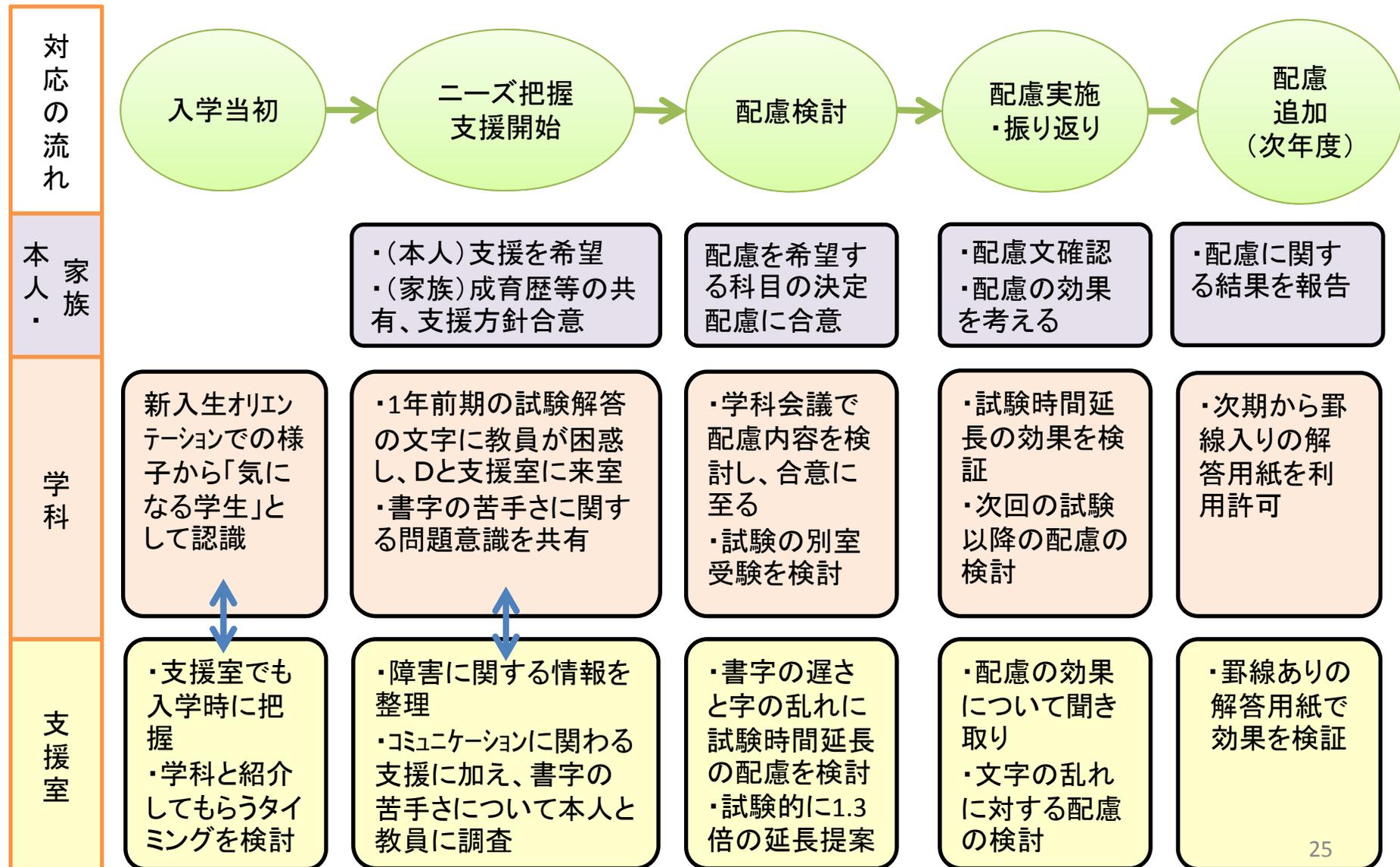
◆支援室でのサポート

- 週1回のペースで面談を継続。修学および生活上の行き詰まりがないかを確認。必要に応じて学部教職員に理解と配慮(板書の写真撮影、課題提出期限の延長など)を求める。

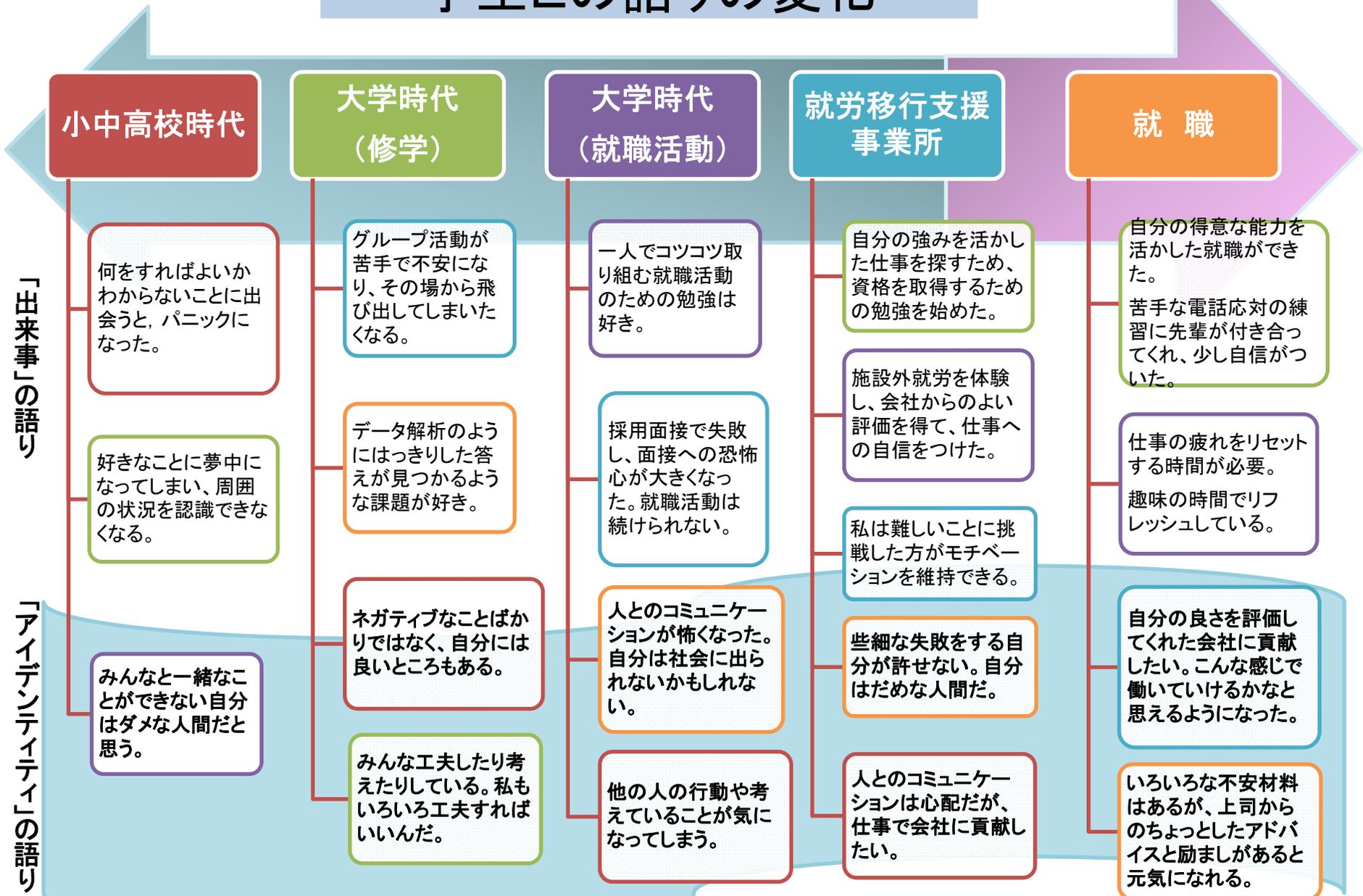
<役割分担>

- ◆ 併存症への対処……………医療機関
- ◆ 自己否定感やプレッシャーの緩和……………保護者
- ◆ 学業面の配慮……………授業担当教員、指導教員
- ◆ 就職活動支援……………支援室、就労支援機関
- ◆ 継続的な包括的支援と自己理解促進……………支援室

学生D(ASD): 書字への困難さに対する配慮提供



学生Eの語りの変化



配慮の提供までの共同体験が 学生自身の自己理解につながる

- ①現状の整理
- ②実行可能なことは何かを探る
- ③自分の障害特性による困り事を整理する
- ④配慮要請について検討する
- ⑤実行する

- 自らの行動が現状を変化させることを体験する
- 漠然とした不安が解消される
- 未来へ意識を向けることができる

- うまくいくための対処法を見つけようとする
- 強みを発揮できる環境を作り出そうとする

発達障害学生の支援とは

1. 高等教育機関における障害学生支援

- ① 大学: 障害学生が、学びの場を提供されることなく高等教育の場から排除されることのない大学組織の構築
- ② 学生: 社会参入に必要な基礎的要素の育成
 - 修学支援で「肯定的な自己イメージ」と「他者(社会)とのつながり感」を育て、就職活動の土台となる ①心身の安定性 ②適切な自己理解と自己肯定感 ③就労意欲の保持 を養う。

2. 学生の学びが保障される環境づくり

- ① 障害による困難さ(弱み)に対する支援のコツを共有
- ② 強みを活かすための学習の場づくり
- ③ 修学ペースに合わせた履修: 長期履修制度の適用も視野に

3. 教員による主体的な教育指導・合理的配慮の提供

- ① 支援事例の共有による教職員の障害学生への理解
- ② 「教育・研究」と「障害学生支援」

③ 就職活動支援

発達障害学生の就職率 29% (JASSO,2014)

発達障害者の1年以内の離職率 37.5% (山岡,2008)

新規大学卒業就職者の離職率(2010年度卒業生)13.1%(厚生労働省,2014)

就職活動で多くの発達障害学生が体験すること

- ◇他の学生と同じように「シューカツ」を開始・・・
- ◇失敗体験を重ねる

<原因> ...就職活動は同時並行的作業が多い

面接で不採用になり大きなダメージを受ける

「一般枠」での採用を目指して就職活動を継続

- ✓ 修学時に問題がなく、診断のない多くの学生の多くは一般枠を目指す

「障害者雇用枠」の就職活動に移行

- ✓ 高機能の発達障害学生の障害者雇用にはまだ問題点が多い

発達障害学生の就職活動の難しさ

- ① 修学と就職活動の両立
- ② 仕事や職種の具体的なイメージが持ちにくい
- ③ 自己PRや志望動機を書くことが難しい
- ④ 面接を突破することが難しい
- ⑤ 求められる社会人像(能力)と自己像とのギャップ
- ⑥ 大卒の場合、障害者雇用でも、コミュニケーション力や意欲は一般雇用同様に期待されることが多い。
- ⑦ 企業に発達障害者の雇用経験が少なく、誤解や過度な不安から、採用に至ることが難しい

発達障害学生への就職支援のポイント

1. 卒論と就活のスケジュール管理
2. 就職活動の全体の流れをナビゲートする。
3. 直面した問題を自己理解につなげる定期面談
4. 強みを生かせる職種の選択
5. 就労支援機関と大学の強みを生かしたコラボ

※就職支援は本人の実行をサポートすることが中心

そのうえで、対話による振り返りをしっかり行うことが大事

1. 就労移行支援事業所での就労体験「チャレンジ・ワーク」

- 発達障害学生に対する就労体験の在り方に関する就労移行支援事業所との共同研究

2. 就職活動支援

- 職種選択(整理とマッチング)、企業分析、自己分析、採用書類(エントリーシート、履歴書)作成、面接事前練習・事後振り返り等の具体的な支援

3. 卒後就職活動支援

- 在学中に就職が決まらない学生の卒後継続支援
- 「一般雇用枠」と「障害者雇用枠」の両方を視野においた就職支援
- 地域就労支援機関と連携

4. フォローアップ支援(定着支援)

- 安定的な雇用に関する実態調査のためのフォローアップ支援
- 支援室スタッフによる月一回程度の面談
 - 「働き続ける」ためのコツや工夫についての確認
 - QOLの向上やリフレッシュ方法、心身の健康への意識づけ
- 必要に応じ、職場訪問を実施

フォローアップ支援から見た成長

■ 仕事への向き合い方の変化

✓ 「辞めたい」という気持ちから「続けていきたい」へ

■ 社会人としての豊かな生活

✓ 余暇の過ごし方・休日のリフレッシュ法・お金の使い方

■ キャリアの再考

✓ 仕事に慣れ、今一度、職業について考える時期へ

■ 自分に合った雇用形態への意識

✓ 一般雇用と障害者雇用等、自分の働き方について考える

■ 今後の人生設計や自立に向けて

✓ 社会的自立についてイメージし始める

支援者との対話の中で、今の自分を振り返り、働くことや自立を見つめ直し、「自分にとってキャリアとは何か」に向き合いはじめる。

就労支援機関や企業との連携のポイント

- ① 大学卒業時に大学支援者と地域就労支援機関が協働し支援を展開することで、学生の戸惑いや混乱を最小限にすることができる。複数の当事者(本人・事業所・大学支援者)による「建設的対話の場」が、スムーズな移行につながる実証された。
- ② 大学で把握した「本人の強み」や「支援スタイル(対話のコツや本人に合った伝え方)」を、就労支援機関担当者と共有し、採用担当者に「できること」と「配慮のポイント」を伝えてもらうことで、「社会的コミュニケーションの苦手さへの過剰な不安」を軽減することができた。
- ③ 大学で把握した配慮のポイントを企業の担当者に伝えていくことは、発達障害の理解を促進するとともに、企業側の不安の軽減にもつながり、職場環境の改善に効果があった。

発達障害のある大学生に対する就職支援ガイド

就職活動全体の見える化

- 富山大学では独立行政法人日本学生支援機構 の調査研究の一環として「発達障害のある大学生に対する就職支援ガイド」を作成した。
- 本ガイドは、Q&A方式を採用して発達障害大学生やその保護者、支援者が抱く就職活動における疑問点を挙げ、それに応える形で就職活動全体の見える化を試みた。
- 本ガイドは、支援者にとっては就職活動支援ガイドとして活用でき、学生にとっては見通しを持った就職活動を行うことができる就職ガイドとして活用できる。
- 就職支援は大学支援者だけでなく、就労支援機関とのコラボレーションも視野に入れなければならない。学生に関わる支援者が共通した支援スタイルでサポートすることが、学生の安心感にもつながると考えている。

